

農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金事務取扱要領

平成 28 年 5 月 20 日 28 農振第 125 号

平成 29 年 4 月 1 日 29 農振第 5 号

第 1 趣旨

この要領は、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金交付要綱（平成 28 年 5 月 20 日付け 28 農振第 124 号長野県農政部長通知。以下「要綱」という。）に基づき県が利子補給を行う農業で豊かなライフスタイル応援資金（以下「資金」という。）の融資の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

第 2 資金の貸付条件

「農ある暮らし」による新しいライフスタイルを求める農業者の就農の支援と農業農村の活性化が着実に行われることを目指して、資金の貸付条件は以下を基準とする。

1 貸付対象者

要綱第 1 の規定により県が利子補給を行う資金の貸付対象者は、自ら農業を営み、又は農業に従事しようとする個人（以下「農業者」という。）のうち、**45 歳**以上の農業者又は県外から長野県に移住した農業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 経営耕地面積が 10 アール以上（利用権を設定する地区の下限面積が 10 アール未満の場合にはその下限面積以上）である者又は 1 年間における農産物の総販売額が 15 万円以上である者
- (2) 農業近代化資金[※]など国及び県が融資若しくは利子の全部又は一部に相当する額を補給（助成を含む。）する農業制度資金の貸付対象に該当しない者

※ 農業近代化資金貸付対象者：農業所得が総所得（年金等を含む。）の 5 割を超える者又は農業粗収益が 200 万円以上である者

2 融資機関

資金の融資機関は、次に掲げる機関のうち、知事と農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給契約を結んだ機関とする。

- (1) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 長野県信用農業協同組合連合会
- (3) 銀行
- (4) 信用金庫
- (5) 信用組合

3 資金使途

資金の使途は、「農ある暮らし」による新しいライフスタイルを図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成又は

取得に要する資金

- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要する資金
- (5) 農機具、運搬用器具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

4 貸付限度額

資金の貸付限度額は、250万円以内とする。

5 融資率

農業者に対する融資率は100分の100以内とする。（資金使途に軽貨物自動車（軽トラック）の購入に要する費用を含む場合には、全体事業費から軽貨物自動車の購入費用を除いた費用の2倍までを軽貨物自動車の購入に要する資金の対象とするものとする。）

6 融資額の単位

融資額の単位は、万円単位とし、端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

7 償還の方法

償還の方法は、元金均等償還とし、償還額の単位は千円とする。この場合において償還額に端数を生じたときは第1回の償還額で調整すること。

第3 利子補給承認の手続き等

要綱第4の(2)に規定する知事の承認の手続きについては、次に掲げるものとする。

1 借入手続き及び利子補給承認申請

- (1) 借入れを希望する者は、農業で豊かなライフスタイル応援資金借入申込書（様式第4号）を融資機関に提出すること。
- (2) 融資機関は、資金の融資を行おうとするときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認申請書（様式第1号、以下「承認申請書」という）に、別表に掲げる書類を添付して地域振興局長（原則として借入者の居住地を管轄する地域振興局長をいう。以下同じ。）に提出すること。

2 利子補給の承認の決定等

(1) 地域振興局長の事務処理

地域振興局長は、次に掲げるところにより、事務処理を行うこととする。

ア 利子補給の承認

融資機関から申請があったときは、審査を行い、受付から原則として2週間以内に利子補給

の可否を決定し、承認をしたときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認書(様式第2号)により、承認しないときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給不承認書(様式第3号)により融資機関へ通知すること。ただし、当該期間内に決定することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

イ 報告

アにより利子補給の可否を決定し、融資機関へ通知したときは、地域振興局長は、当該通知の写しを添えて知事に報告すること。

3 条件変更手続

- (1) 融資機関は、要綱第4の(2)後段に規定する変更(借入者が天災その他やむを得ない事由により、償還条件変更等を希望する場合で、融資機関が適当と認めた場合)をする場合は農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給変更承認申請書(様式第5号)を、速やかに地域振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地域振興局長は、(1)の変更について承認をしたときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認条件変更承認書(様式第6号)により、承認しないときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認条件変更不承認書(様式第7号)により通知するものとする。
- (3) 地域振興局長は、(2)により承認又は不承認の通知をしたときは、直ちにその写しを添えて知事に報告すること。

4 借入者に対する通知及び貸付け

融資機関は、2の(1)または3の(2)により利子補給の承認の通知がされたときは、その内容を借入申込者に連絡するとともに、速やかに借入申込者に対し、貸付けを行うものとする。

第4 貸付後の処理等

1 融資実行報告

融資機関は、第3の4の規定による貸付けを実行したときは農業で豊かなライフスタイル応援資金融資実行報告書(様式第8号)を、第3の3(2)により承認された変更を実行したときは農業で豊かなライフスタイル応援資金条件変更実行報告書(様式第9号)を、速やかに地域振興局長を経由して知事に提出すること。

2 特例償還報告、延滞発生報告

(1) 融資機関は、貸付後において、約定に基づかない次に掲げる償還が行われたときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金特例償還報告書(様式第10号)を、1に準じ提出すること。

ア 次年度分以降の約定償還額を繰り上げて償還した場合(第3の3の条件変更手続も行うこと。)

イ 当該年度の約定償還額の一部、又は全部を約定償還日前に償還した場合

- (2) 融資機関は、償還延滞が生じたときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金延滞発生報告書（様式第 11 号）を、1 に準じ提出すること。

3 融資実行取りやめ報告

融資機関は、借入申込者から資金の借入辞退があったときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金融資実行取り止め届（様式第 12 号）を、1 に準じ提出すること。

4 事業完了の確認及び事業確認報告

- (1) 融資機関は、借入者が貸付対象等の事業を完了したときは借入者から農業で豊かなライフスタイル応援資金事業完了届（様式第 13 号）を提出させること。
- (2) 融資機関は（1）により提出された届けについて、施設の改良造成又は取得等に要した事業費について確認し、農業で豊かなライフスタイル応援資金貸付対象施設等事業完了確認書（様式第 13 号）を作成し、これに領収書写しを添付して保存しておくこと。
- (3) 融資機関は、毎年 1 月から 12 月までに確認したものを農業で豊かなライフスタイル応援資金事業確認報告書（様式第 14 号）に作成し、これに資金の貸付元帳の写し（もしくは貸付元帳と同一の内容が記載された書類）を添付して翌年 1 月 31 日までに地域振興局長に提出すること。

第 5 留意事項

1 利子補給承認前着工の特例措置

- (1) 利子補給承認前に事業に着手すること（以下「事前着工」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、次に掲げる手続きにより事前着工を行うことができるものとする。
- ア 借入申込者は、事前着工の必要が生じたときは、農業で豊かなライフスタイル応援資金事前着工願（様式第 16 号）を融資機関に提出するものとする。
- イ 融資機関は、借入申込者からアによる提出があった場合は、その写しを添え、農業で豊かなライフスタイル応援資金事前着工届（様式第 17 号）を地域振興局長に提出するものとする。
- ウ 融資機関は、借入希望者に対して、利子補給の審査の結果、不承認となる場合もあることを予め説明するものとする。
- (2) 農業で豊かなライフスタイル応援資金事前着工届の受理前に既に着手している事業については、利子補給の対象としない。

2 事業費の縮小

事業実施の結果、事業費の縮小により、利子補給承認額が貸付限度額（事業の縮小に伴う貸付の限度額）を超える場合には、融資機関は次の手続きを行うこと。

- (1) 資金の貸付実行前に事業費が確定した場合

第 3 の 3 の条件変更手続を行ったうえ、変更承認金額で貸付実行すること。

(2) 資金の貸付実行後に事業費が確定した場合

第3の3の条件変更手続を行うとともに、その差額分を繰上償還させること。

3 適期貸付

融資機関は、利子補給承認書の交付を受けた後は、速やかに借入申込者に対し貸付けを行うこととし、同一期の利子補給承認に係る案件の一斉貸付けなど現実に資金を必要とする時期が到来しないものにまで画一的な貸付けが行われることのないよう配慮すること。

なお、資金の借入者の事情により特に必要と認める場合を除き、資金が長期にわたって未使用のまま保留されている場合は、承認取消し等の手続きをすること。

4 貸付審査の徹底等

融資機関は、貸付金額が過大となることのないよう、事業内容、事業費等の貸付審査の徹底を図るとともに、貸付対象施設等の取得状況の的確な把握に努めること。

5 資金貸付後の融資機関の指導等

融資機関は、資金貸付後において、借入者が遵守すべき事項について、周知徹底に努めること。

特に、資金の借入により取得した施設等の目的外使用、貸付対象事業に係る営農の中止などの事態が生ずるおそれがある場合には、借入者に対しあらかじめ報告を行うよう指導すること。

第6 債権保全

この資金の貸付けに係る債権保全の措置については、融資機関の適切な判断にゆだねるものとする。

別表（第3の1（2）関係）

| 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認申請書に添付する書類 | |
|-----------------------------------|---|
| 1 | 農業で豊かなライフスタイル応援資金借入申込書（様式第4号）の写し |
| 2 | 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給承認申請に係る確認書（様式第15号） |

附 則

この要領は、平成28年5月20日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から一部を改正し適用する。